



整骨院・接骨院 (柔道整復師) のかかり方

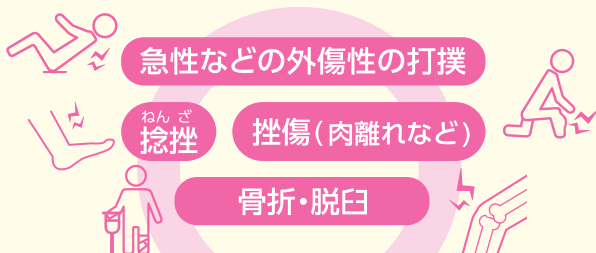
詳しくはこちら



整骨院・接骨院 (柔道整復師) の施術では、健康保険の**対象となる場合**と**対象とならない場合**があります。

自費になります

健康保険の**対象となる** 場合



※骨折・脱臼については、応急処置を除き医師の同意が必要です。

健康保険の**対象とならない** 場合

- ×単なる肩こり・筋肉疲労
- ×慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ×病氣 (神経痛・リウマチ・関節炎など) からくる痛み・こり
- ×症状の改善のみられない長期の施術
- ×仕事中や通勤途上におきた負傷 (労災保険の給付対象)

など

⚠ 整骨院・接骨院にかかるときに注意したい

4つのポイント

Point
1

いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか、**負傷原因**を正しく伝えましょう。



Point
2

「**柔道整復施術療養費支給申請書**」*は、記載内容を確認してからサインしましょう。

* 施術を受けた本人が整骨院・接骨院 (柔道整復師) に協会けんぽへの請求を委任するものです。白紙でのサインは避けましょう。



Point
3

領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。**医療費控除**を受ける際にも必要になります。



Point
4

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因 (病氣) も考えられます。一度**医師の診察**を受けましょう。



お問い合わせ [整骨院・接骨院 (柔道整復師) のかかり方に関すること] **協会けんぽ石川支部業務グループ** TEL: 076-264-7200 (代表)

石川産業保健総合支援センターによる**メンタルヘルス対策**

石川産業保健総合支援センター (石川さんぽセンター) では働く人々の健康を確保するため、メンタルヘルスの専門家が**産業保健研修会**や**専門的相談**等を通して企業が抱える様々な課題解決を**無料**でお手伝いしています!!

産業保健に関するお問い合わせ **石川さんぽセンター** TEL: 076-265-3888

メンタルヘルス対策について
詳しくはこちら▶



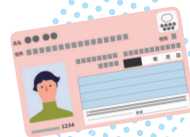
マイナ保険証

便利

簡単

を利用しましょう!

健康保険証として登録されたマイナンバーカードは、より便利な「マイナ保険証」としてご利用いただけます。まだご登録がお済みでない方は、ぜひご登録ください。



過去のお薬の情報や健診結果を 踏まえた医療を受けられる

受付時にマイナ保険証を利用し、情報提供に同意することで、過去の薬の処方歴や健診結果の情報を医師や薬剤師に共有することができます。



救急時、適切な応急処置や 病院などの選定に活用

マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報・お薬情報などを参照できるようになるため、搬送中の応急処置や病院の選定を適切に行うことができます。



マイナ保険証の 4つのメリット

手続きなしで 高額な窓口負担が不要に

高額な医療費が発生する場合でも、窓口での一時的な自己負担や、事前の書類申請手続き※が不要になります。

※限度額適用認定証



確定申告の 医療費控除申請が簡単に!

医療機関・薬局の領収書を保管・提出する必要がなくなり、マイナポータルで簡単に手続きできます。

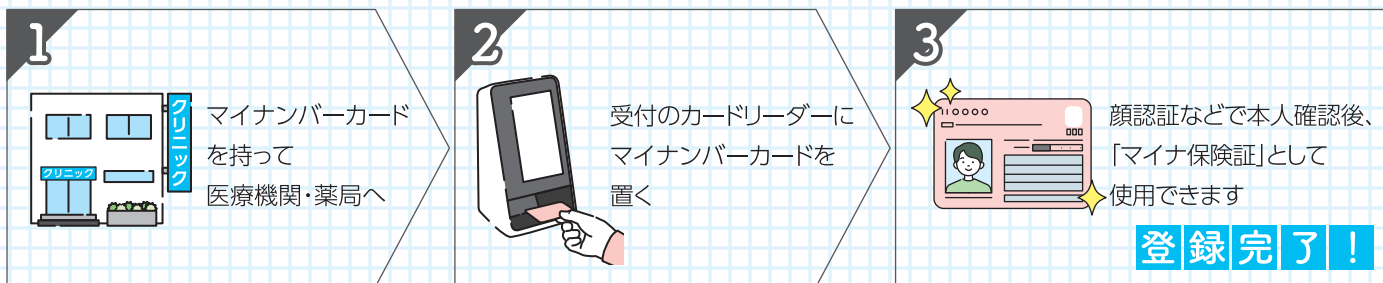
(整骨院・接骨院等の領収書は、これまでどおり保管・提出が必要です)



マイナ保険証 の登録は30秒ほどで完了!

マイナンバーカードを医療機関に持って行けば、受付のカードリーダーで登録ができます。(マイナポータル、セブン銀行ATM等でも登録することができます)

詳しくはこちら▶



お問い合わせ [マイナ保険証に関すること] 協会けんぽ石川支部業務グループ TEL:076-264-7200 (代表)

令和8年6月30日より
ビル名が変更となりました



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

石川支部

〒920-8767

金沢市広岡3-3-11 J.NODE金沢Ⅳ 7階

ジェイノード

協会けんぽ石川

検索Q



各種手続きは
けんぽアプリで

ダウンロードはこちら▶

Android

iOS

